

災害ADR（新型コロナウイルス関連）について

第1 災害ADRとは

新型コロナウイルス（COVID-19）に起因する紛争（もめごと）について、弁護士が当事者による話し合いを促し、当事者の合意に基づき紛争を解決する制度です。

新型コロナウイルス関連の災害ADRについては、令和2年4月1日より運用を開始します。

第2 熊本県弁護士会の災害ADRの特徴

1 申立手数料の免除及び成立手数料の減免

(1) 申立手数料の免除

通常のADRは申立手数料が1万1000円（消費税込）がかかりますが、災害ADRは申立手数料が無料です。

災害ADRは、当事者の合意によって紛争が解決しない限り原則として費用がかかりません。

(2) 成立手数料の減免

通常のADRの成立手数料については、下記の表記載のとおりですが、そこから原則として成立手数料を3割程度減額する運用をとっています。

経済的利益の額	成立手数料の算出基準
100万円以下	8%
100万円超～300万円以下	5%+3万円
300万円超～3000万円以下	1%+30万円
3000万円超	0.5%+30万円

※ 別途消費税が加算されます。

2 当事者の手続上の負担を軽減する制度

(1) 申立サポート制度

通常のADRでは、申立人が、申立の趣旨（申立人の求める結論）、申立の理由（紛争の内容）を記載した申立書を提出することが必要ですが、災害ADRでは、申込サポート制度という、弁護士が申立人の言い分を電話等で聞き取り、代わりに申立書を無料で作成する制度があります。

災害ADR申立サポート申込用紙に、申立人及び相手方の氏名、住所、連絡先を記載し、紛争の類型（どのような争いか）にチェックを入れて熊本県弁護士会紛争解決センターに郵送又はFAXするだけで簡単に申し込みできます。

(2) 応諾サポート制度

通常の ADR では、相手方が、申立の趣旨に対する考え（相手方の求める結論）、申立の理由に対する意見（申立人の言い分に対する反論）を記載した答弁書を提出することが必要ですが、災害 ADR では、応諾サポート制度という、弁護士が相手方の言い分を聞き取り、代わりに答弁書（反論書）を無料で作成する制度があります。

回答書の「応諾サポート制度（無料）を利用します。」の欄に○を付けるだけで利用できます。

第3 裁判所における民事調停との違い

1 法律の専門家である弁護士が話し合いのすべてに関与

民事調停では、裁判官1名と調停委員2名による調停委員会によって手続を進めていきますが、調停委員については、弁護士等の法律等の専門家ではない一般市民の方が選任されるケースが多く見受けられます。

これに対し、災害 ADR では、当事者の話し合いのすべてに弁護士があっせん委員として関与し、法律的視点から当事者双方にとって納得がいく解決案を導き出します。

2 紛争の早期の解決が可能

民事調停では、1ヶ月毎に期日を入れることが多く、紛争の解決までに3か月から半年の期間を要することが多いです。

災害 ADR では、当事者及びあっせん委員の予定があえば、連日期日を入れることが可能であり、平成28年熊本地震における震災 ADR では、概ね2回程度の期日で3か月以内に解決するものが多くありました。

3 当事者や紛争の種類にとらわれない解決が可能

民事調停においては、原則として代理人が弁護士や認定司法書士しかなく、家族や従業員等を代理人とするためには、裁判所の許可が必要です。

しかし、災害 ADR については、当事者の委任状があれば、家族や従業員を代理人として出席させることができ、必ずしも当事者のご本人が出席する必要はありません。

また、民事調停においては、金銭的請求に関する申立てがほとんどですが、災害 ADR については、単に謝罪を求めるなど、必ずしも金銭的な請求に限りませんので、紛争の実情に応じた柔軟な解決が可能になります。

第4 災害ADRで想定される紛争の例

(1) 労働関係

会社から自宅待機を命じられたが、給料を支払ってもらえない。

コロナウイルスの影響によって会社を解雇された。

(2) 賃貸借関係

コロナウイルスの影響によって売上げが大幅に減少して家賃を払えない。

(3) 旅行・イベント関係

コロナウイルスの影響によってイベントが中止になったが、参加料が返還されない。

コロナウイルスの影響で旅行をキャンセルしたが、高額の違約金を請求された。

(4) 近隣関係

コロナウイルスに罹患したことを理由に差別を受けている。

第5 まとめ

このように、災害ADRは、新型コロナウイルスに起因する紛争（もめごと）について、弁護士が当事者による話し合いを促し、当事者の合意に基づき紛争を解決する制度であり、費用の負担、手続上の負担、解決にかかる時間、解決方法等の様々な面において、利用しやすい手続きとなっておりますので、コロナウイルスによる紛争（もめごと）でお悩みの方は、ぜひご利用ください。